

◎新潟県告示第1025号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第11条第2項及び農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により令和7年10月31日付けで認可した農用地利用集積等促進計画（令和7年10月31日新潟県告示第959号）のうち、佐渡市に係る一部を取り消す。

令和7年11月28日

新潟県知事 花 角 英 世

令和7年10月31日新潟県告示第959号で告示した計画の一部を次の表のように変更する。

（下線部分に変更部分）

変更後			変更前		
1 農用地利用集積等促進計画の概要			1 農用地利用集積等促進計画の概要		
(1)～(5) (略)			(1)～(5) (略)		
(6) 農地中間管理機構に対する所有権の移転（買入・地域計画区域内）			(6) 農地中間管理機構に対する所有権の移転（買入・地域計画区域内）		
市町村	所有権の移転を行う者	所有権の移転を行う土地	市町村	所有権の移転を行う者	所有権の移転を行う土地
(略)			(略)		
佐渡市	<u>6者</u>	金丸後350番1ほか <u>17筆</u> <u>2.2ha</u>	佐渡市	<u>7者</u>	金丸後350番1ほか <u>20筆</u> <u>2.6ha</u>
合計	<u>33者</u>	<u>153筆</u> <u>28.7ha</u>	合計	<u>34者</u>	<u>156筆</u> <u>29.1ha</u>
(7) 農地中間管理機構による所有権の移転（売渡・地域計画区域内）			(7) 農地中間管理機構による所有権の移転（売渡・地域計画区域内）		
市町村	所有権の移転を受ける者	所有権の移転を受ける土地	市町村	所有権の移転を受ける者	所有権の移転を受ける土地
(略)			(略)		
佐渡市	<u>6者</u>	金丸後350番1ほか <u>17筆</u> <u>2.2ha</u>	佐渡市	<u>7者</u>	金丸後350番1ほか <u>20筆</u> <u>2.6ha</u>
合計	<u>24者</u>	<u>153筆</u> <u>28.7ha</u>	合計	<u>25者</u>	<u>156筆</u> <u>29.1ha</u>
2 (略)			2 (略)		